

ジンバブウェにおける共同牧草地の悲劇 ——マシヨナランド・セントラル州の農村をケースとして——

井 上 一 明

はじめに

一 コモンズとは何か——共有（財産）資源の定義

二 コモンズの分類

三 コモンズの悲劇 (The tragedy of Commons)

四 コモンズの統治（管理・運営）

五 シンバブウェの農村におけるコモンズの悲劇

(一) チスウィ村の生業形態と人の移動

(二) 共同牧草地の制度的な配置

1 ホストコロニアル期

2 コロニアル期

3 プレコロニアル期

(三) 共同牧草地の悲劇

(四) なぜ悲劇が起こるのか

展望

はじめに

現在、さまざまな環境問題が発生しており、これは先進国においてもまた発展途上国においても同様である。また環境問題は、地方のレベル、国家のレベル、そして地域のレベル、さらには地球のレベルといったあらゆるレベルにおいて発生している。

環境問題とは、基本的にコモンズ（共有材、commons）の管理と運営に関する問題である。すなわち誰がどのようにコモンズを「統治（管理・運営）」するのか。そしてここに政治学がこの問題を取り上げるべき理由が存在する。

本報告は、こうした問題意識にもとづいてジンバブウェ、マシヨナランド・セントラル州、マゾエ郡、チウエシェ地区、チスヴィ村をケースとして取り上げる。そしてこの地におけるコモンズ（共同牧草地）が、誰によって、どのように管理・運営されてきたのか、そして現在なぜこれが消滅の危機に直面しているのかについての考察を試み、結論として今後こうした状況はどのように改善されるべきかについての展望を述べてみたい。

一 コモンズとは何か——共有（財産）資源の定義

近年、環境問題との関連においてコモンズに関する研究が増えているが、コモンズとは何か、そしてコモンズの定義に関しては研究者によってさまざまである。したがってまずコモンズの定義に関して先行研究を概観しておく必要があるであろう。

秋道智彌は、コモンズを共有とされる自然物や地理的空間、事象、道具だけではなく、共有資源（物）の所有

と利用の権利や規則、状態までも含んだ包括的な概念として⁽¹⁾いる。これにたいして、オストロムは、「共有貯蔵資源 (common-pool resources: CPRs)」というタームを使い、これは国防・警察または一般道路、堤防などの社会資本のように、各個人が共同で消費する財・サービスであるとしている。そしてCPRsは、コストを負担しない人を排除できない (すなわち「フリーライダー」が発生する) ものであるという。つまりある人の消費により他の人の消費量が減少することがない財・サービスである。これに類似する概念が公共財 (public goods) ⁽²⁾である。

それでは、コモンズあるいはCPRsと公共財の違いとは何か。一つの区分基準は、オストロムによれば財・サービスを消費する際に人々のあいだに「競争 (rivalry)」が存在するか否か、ということである。すなわち、公共財とみなされるたとえば酸素は、大変豊富に存在するために一人の人間の消費が他の人間の消費に影響を与えない。これに対して共有貯蔵資源、たとえば清潔な水をみると、地球上の多くの地域において清潔な水は不足している。したがってこの消費をめぐる競争が発生するために共有貯蔵資源である⁽³⁾。

オストロムのいうCPRsは、秋道のいう「コモンズ」、そしてフィーニー (Feeny) 等のいう「共有財産資源 (communal property resource)」に該当する。

フィーニー等は、「共有 (財産) 資源、common-property resource」を次のように説明している。共有財産資源としては、たとえば、漁場、野生動物、地表、地下水、山脈、森林などをあげることができ、その特徴として次の二点を指摘することができる。すなわち、

- (1) 排除性 (excludability) ないしはアクセスのコントロール (control of Access)。これは潜在的な利用者が、他者のアクセスをコントロールすることがきわめて、ないしは事実上不可能である (魚、野生動物、地下水など)。

(2) 減算性 (subtractability) なしは競争 (rivalry)。これは各々のユーザーは、他のユーザーの繁栄を減ずる能力を持っている。そしてユーザーたちが、自分たちの資源の生産性を高めるために協力したとしても（たとえば植林）、資源というものは、一人のユーザーがどの程度資源を利用したかということが、同じ資源を利用する他のユーザーの能力にマイナスの影響を与える、という本質を有している。すなわち減算性は、個人的合理性と集団的合理性のあいだの潜在的な逸脱の源である。

なおフリーニ等は、排除性について特定のコミュニティのメンバー以外の人々を排除する力（権力）として定義し、移動性の資源（動物や魚など）の場合には、この排除性を設定することは困難であるが、牧草地、森林、水資源、などの場合には排除性を設定することは可能であるとしている。⁽⁴⁾

二 コモンズの分類

ところでコモンズにはさまざまな分類の方法が存在する。たとえば秋道は、次のような分類をおこなっている。

① ローカルコモンズⅡ地域の共有地（共有資源）

農林漁業などの生産活動を基盤とする村落社会や共同体では、入会地、共有林、沿岸の共同漁業などの共同的な所有のあり方（制度）がローカル・コモンズの中核となる。

共有地とそこに含まれる資源にたいして、住民みずからが利用慣行や権利を村落の成員間で共有し、外部者を排除する。村落や共同体にとつての共有地とその利用慣行は、個人でも国家でもない村の成員間で了解されている。

その村以外の人々にとっては、そこが共有地であろうがなかろうが関係がない。というのはそれは、他村の

決めごとに過ぎないからである。

② パブリックコモンズ

ローカル・コモンズの枠を超え、社会一般や国家によって共有される場ないしは資源。公益性、公共性を特徴とする。

③ グローバルコモンズ

国家を超えて共有される場とその資源。⁽⁵⁾

これにたいしてフリーニール等は、コモンズを議論する際に資源にたいしてどのような財産権が設定しうるか、という観点からその所在に注目してこれを四つのカテゴリーに分類する。

① オープン・アクセス

誰にたいしても開かれた資源。財産権の欠如。

② 私有財産

資源の利用から他者を排除する権利をとまう。

③ 共同体的財産 (communal property)

相互依存的なユーザーによって構成される身元確認の可能な規模 (identifiable) のコミュニティによって管理される資源。これらのユーザーは、外部者を排除する一方、ローカルコミュニティのメンバーによる利用をルールによって管理・統制する。コミュニティのメンバーは、しばしば資源に対する平等なアクセス権と利用権を持っている。これは、秋道のいう「コモンズ」、オストロムのいう「共有貯蔵資源 (common-pool resources; CPRs)」にあたるものと解釈できよう。

④ 国有財産

資源に関する権利は政府に排他的に委ねられ、したがって政府は、資源へのアクセスおよび資源の利用レベルなどに関する意思決定をおこなう⁽⁶⁾。

本報告においては、コモンズというタームを秋道のいう「ローカル・コモンズ」そしてFeeneyらのいう「共同体的財産 (communal property)」という意味で用いることにしたい。そしてコモンズというタームのポイント⁽⁷⁾は、フリーニ⁽⁷⁾等の指摘するように排他性 (excludability) と減算性 (Subtractability) にある。

三 コモンズの悲劇 (The tragedy of Commons)

今日のコモンズに関する最大の問題は、それが消滅の危機に直面しており、そして消滅の危機に直面しているコモンズをいかに管理運営するかという問題である。

コモンズはなぜ消滅するのか。この問題に関して合理的な説明をおこなったのが、ハーディンである。そこで以下ハーディンの議論を簡単に紹介してみたい。彼の議論は、あくまでも思考実験 (thought experiment) でありフィールドリサーチにもとづくものではない。しかしながらフィールドの現状を合理的に説明するうえで極めて重要な理論といえよう。

まず誰にでも開放されている牧草地を想像する。牧畜をしている人は、誰でも、共有地にできるだけ自分の家畜を放牧しようとするであろう。部族間の闘争、密猟、疾病などが、人間や動物の数を共有地の動物扶養能力の範囲内に保っているために、このようなやり方は何世紀も、問題を起さずにうまく続いていくであろう。

しかし結局、手直しの日、つまり長い間望まれていた社会の安定という目標が現実になる日がやってくる。この時点では、共有地についての本来の論理は情け容赦なく悲劇を作り出す。

すなわち牧畜を営む人は誰でも、合理的な人間として当然のことながら自分の所得を最大にしようとする。「自分の家畜をもう一頭増やしたら、自分の利益はどうなるだろうか」。そうすることによる効用は、一つの利点と一つの不利な点を持っている。つまり

(1) プラスの要素は、一頭の動物の増分の関数である。飼育者は、増えた動物を売った利益をまるまる手にすることができるので、プラスの効果はプラス1とみることができる。

(2) マイナスの要素は、もう一頭増やしたことによる過度の放牧の関数である。だが、彼が一頭を過度に放牧した影響は、その共有地の飼育者全部に分担されるので、この特定の決定を下した飼育者に対するこのマイナスの影響は、マイナス1の何十分の一かにすぎない。

プラス、マイナスの効用を加えて、もののわかった飼育者は、自分のとるべき唯一の賢い手段は、自分の家畜を一頭加えることだと結論する。そしてもう一頭、もう一頭ということになる。だが、この結論は、この牧草地を共有するすべてのもののわりのいい飼育者が到達するものである。ここに悲劇がある。すなわち誰も彼もが、限られた世界（すなわち共同牧草地）の中で自分の家畜をしゃにむに、無制限に増やそうと強制させるようなシステムにがんじがらめにされている。共有地の自由を信じ込んでいる社会では、すべての人が自分だけの最大の利益を求めて突っ走り、落ちつく先は荒廃である。共有地の自由は、すべての人に荒廃をもたらすのである⁽⁸⁾。それでは、具体的にコモンズは、どのように統治・運営されるべきなのか。

四 コモンズの統治（管理・運営）

コモンズの統治（管理・運営）に関しては、さまざまな議論が存在する。ここでは以下三つの方法にまとめて

みたい。

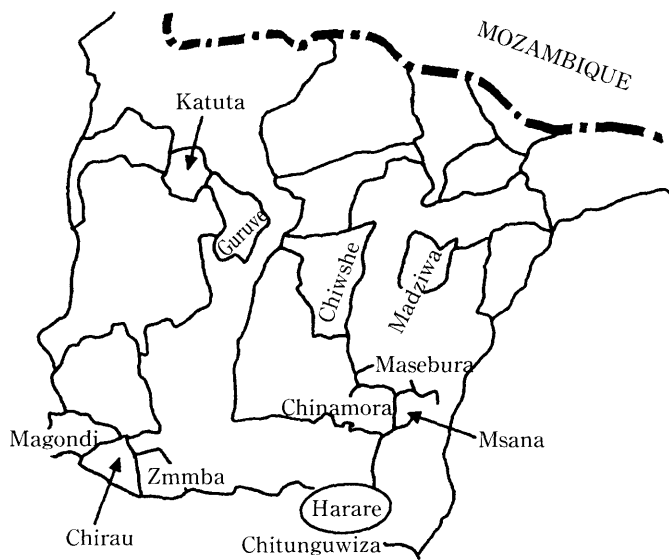
まず第一の方法は、ハーディンが主張するものであり、共有地の悲劇を回避するためには、徹底した国有化（公有化）⁽⁹⁾ ないしは私有化によって資源へのアクセスを制限ないし排除することが必要であるというものである。第二の議論は、オストロムのいう共有財の利用者自己管理であり、単純化していえば共有材から直接便益を受ける人々にコモンズの管理・運営を委ねるというものである。（共有財の利用者による自主的自己管理・運営、self-governed common-property arrangement）⁽¹⁰⁾。これに対してフリーニー等は、コモンズの統治（管理・運営）に関するポイントとして(1)資源を利用する際の排除と管理を規定する制度的な配置（institutional arrangement）の重要性、そして文化的要素の重要性を指摘し、コモンズの管理運営に関する新たな取り決めに考える際には、(1)草の根民主主義（grass-roots democracy）、(2)公共参加（public participation）、(3)ローカル・レベルの計画立案などを考慮する必要がある、と主張する⁽¹¹⁾。

以上のようなコモンズの統治（管理・運営）に関するさまざまな議論を踏まえたうえで、次に具体的なケースとしてジンバブウェのチスヴィイ村におけるコモンズ（共同牧草地）のケースについて見てみたい。

五 ジンバブウェの一農村におけるコモンズの悲劇⁽¹²⁾

(一) チスヴィイ村の生業形態と人の移動

本報告で取り上げるコモンズのケースは、マシヨナランド・セントラル州、マゾエ郡、チウエシエ地区、チスヴィイ村の共同牧草地である。なお地図1は、マシヨナランド・セントラル州におけるチウエシエ地区、そして地図2はチスヴィイ村を示したものである。



地図 1 Communal areas in Mashonaland Central Province.



地図 2 Chisvi Village.



写真 2 近代的な住宅

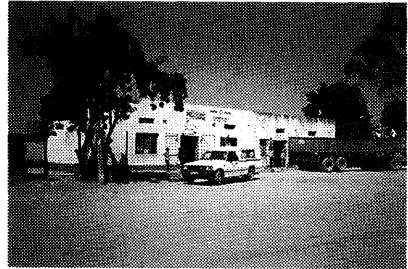


写真 1 村で唯一の食料雑貨店

チスヴィ村は、人口約八〇〇人、一世帯平均五名で四世帯で一つのユニットを構成する拡大家族が、村全体で約四〇存在する。生業形態は農耕牧畜で、主要農産物はメイズであるが、その他換金作物としてコットン、ひまわり、落花生、タバコなども生産している。なお養鶏、養豚などをおこなっている農家も若干ではあるが存在する。こうした農民は、世帯主が都市への出稼がないしは農業以外に本業を有するものが多い。彼らは、養鶏や養豚を営むことができる現金収入を得ている人々である。

メイズは、自給用を除いて四キロほど離れたジンボにある「穀物流通公社 (Grain Marketing Board)」へ出荷される。なお構造調整計画 (ジンバブウェでは、「経済構造調整計画、E S A P」と呼ばれた) 以後、流通公社による独占が廃止されたために、民間の業者にメイズを売り渡す農民も存在するが、輸送コストがネックとなって流通公社の買い上げ価格を下回っており、チスヴィ村では、あまり一般化していない。また綿花も「綿花流通公社」へ出荷されている。ちなみにタバコは年に一度ハラレで開かれるオークションに出品される。

メイズの種子ならびに化学肥料は、近隣のタウンシップで現金によって購入されている。またメイズの製粉は現在、ほとんど手作業ではおこなわれておらず、電動製粉機を持つ村の食料雑貨店に依存しており、もちろん有料である (写真 1)。その他この店で村人たちは生活必需品である塩、クッキングオイル、そして石けんなどを現金で購入している。なお主食であるサッサの副食としては、菜

種 (rape) を油で炒めたものが一般的である。このようにチスヴィイ村においても貨幣経済そして市場経済は着実に浸透しており、写真2に見られるように、その住居に関しても格差が見受けられる。ちなみにこの住宅の持ち主は、チスヴィイ村から約五〇キロ離れた人口約六万五〇〇〇人の地方都市ビンドウーラの鉱山会社で長年勤務していた人物である。⁽¹³⁾

なおチスヴィイ村を含むチウエシエ地区の人の移動に関しては、詳細な数字を確認することができなかった。しかしながら州の単位で見るとマシヨナランド・セントラル州は、他州から同州への人の移動が同州から他州への人の移動を圧倒的に上回っている。そしてマシヨナランド・セントラル州の総人口に占める他州からの移動人口の割合は約九パーセントである。⁽¹⁴⁾ さらに同州の人々の就業形態を見ると、家族単位の農業に従事するのが圧倒的に多く、チウエシエ地区では約七〇パーセントの労働人口がこれに従事している。⁽¹⁵⁾ またこれを年齢別および性別で見ると、同地区においては、一〇才から一四才の年齢層では農業従事者のパーセンテージは男のほうが高いが、一五才以上になるとこの比率は逆転する。すなわち家族単位の農業の担い手は女であることが示されており、これはチウエシエ地区だけではなくマシヨナランド・セントラル州全体に見られる現象である。⁽¹⁶⁾ すなわちこの事実の一つには、働き盛りの男性は現金収入を求めて出稼ぎに出ていることを意味するのではなからうか。

(二) 共同牧草地の制度的な配置

チスヴィイ村には村の西部と南部および東部の三カ所に共同牧草地（コモンズ）が存在する（写真3～5）。本稿では同村最大の東南部の共同牧草地について、ここでのコモンズの悲劇についてみてみたい。なおその前にジンバブウェにおけるコミューナルランド（Communal Land）の制度的な配置についてみておく必要がある。そして



写真 3 南部共同牧草地

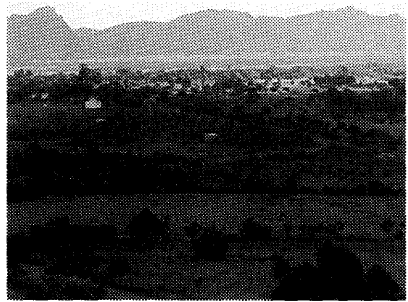


写真 4 西部共同牧草地



写真 5 東部共同牧草地

とくに問題となるのが同地域の所有権である。以下歴史的にコミユナルランドの所有権および管理・運営がどのような変遷を遂げたのかという問題について跡づける。

1 ポストコロニアル期

一九八〇年のジンバブウェの独立後、コミユナルランドの所有権は、大統領に帰属し、実質的には国有地である。したがって同地域に属する共同牧草地も国有地ということになる。共同牧草地の制度的配置(管理・運営)は、一九九八年以前と以後では異なる。九八年以前の時期は、郡評議会(District Council)が一元的に管理・運営にあたっていたが、九八年以降は村長(ヘッドマン、シヨナ語ではSabuku)とチーフ(Chief、シヨナ語ではSad-hunu)そして郡評議会の三者の担当となった。これは、それまでの「チーフおよびヘッドマン法」、一九八二年(Chiefs and Headmen Act, 1982)「にかえて「伝統的指導者法」、一九九八年(Traditional Leaders Act 1998)」が

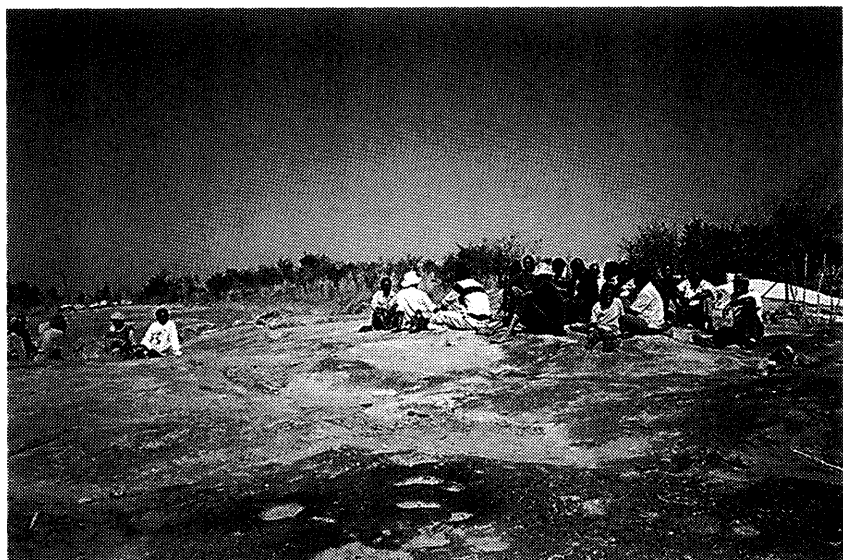


写真6 ダレ（村の集会）

施行されたためである。なおコミユナルランドにおける土地の配分は、「コミユナルランド法（一九九六年）」によって、郡評議会がこれをおこなう権限を有しており、したがってチーフとヘッドマンにはこの権限は付与されていない⁽¹⁷⁾。

この「伝統的指導者法」は、コミユナルランドにおける伝統的な統治構造を「復活」させ、それによってチーフ、ヘッドマンそして、ビレッジ・ヘッドという階層構造を制度化した⁽¹⁸⁾。ただし、伝統的指導者の三層構造は地域によって異なり、チウエシエ地区においては、チーフ・ヘッドマン (Sadhunu/Sabuku) という構造になっている。さらに同法は、シヨナ語でダレ (Dare) と呼ばれる村の集会（同法では Village assembly, として Ward assembly と併記されている）および「開発委員会 (Development Committee)」が同じく制度化されている。写真6は、チスヴィイ村におけるダレの様相であるが、この集会は、村長 (Sabuku) が議長となり年齢、性別を問わず村人全員が出席する権利をもつ。なお「伝統的指導者法」によれば、出席者は

一八才以上の者という制限が付されている⁽¹⁹⁾。発議権と発言権は、チスヴィの場合、村に常駐するものに限られており、出稼ぎなどで長期にわたって村を不在にする者はこの権利をもたないようである。なお最終的な意思決定は、基本的にはコンセンサスによる者で多数決の原理ではない。

「伝統的指導者法」によれば、村レベルの「ダレ」と「開発委員会」は、村長によって統括され、「地区(Ward)」レベルのダレは、ヘッドマンとビレッジ・ヘッドそして地区長(Ward councilor)によって構成され、互選により議長を選出する(任期一年)ことが定められている⁽²⁰⁾。ちなみに九八年以前の時期、村レベルの「開発委員会」(Village Development Committee, VIDCO)は、チスヴィ村の場合、都市帰りの村のなかでは相対的に裕福な人物が選ばれていた。

ジンバブウェの独立から九八年にいたるまで、政府はこれらの伝統的指導者たちがローデシア時代(コロニアル期)に行政の末端機構に組み込まれていたという事実を否定的にとらえて、彼らの法的権限を「チーフおよびヘッドマン法」によってほとんど認めなかった。すなわち「伝統的指導者法」は、彼らの法的権限の強化という意味においてコロニアル期にチーフやヘッドマンに付与されていた権限の復活であった。すなわち彼らは、独立以前の時期、白人支配の統治構造のなかに組み込まれていた。そのためジンバブウェ政府は、独立後(八二年)に彼らの権限を大幅に削減する「チーフおよびヘッドマン法」を施行したのであった。これにより徴税権と土地の再分配に関する権限は、伝統的指導者から剝奪され、彼らの権限は民事裁判権のみに限定されたのであった。

「伝統的指導者法」は、チーフおよびヘッドマンに対する徴税権を復活し、さらに公務員としての給与を支給し、コミユナルランドの管理・運営に関する監督権を認めたが、同地域(共同牧草地を含む)の土地の再分配に関する権限は、従来どおり郡評議会に付与されており、伝統的指導者にこの権限は付与されていない。

こうした法改正の背景には、地方行政の末端機構における機能不全という行政の問題、そして農村部における

野党勢力の伸張といった政治の問題などを指摘することができるが、ここでは省略し別稿において論ずることにしたい。

2 コロニアル期

土地の所有権を基準とした場合、コロニアル期は三つの時期に分けることができる。すなわち現在のジンバブウェの領土が「イギリス南アフリカ会社 (British South Africa Company)」によって所有されていた時期（一八九八年から一九三三年）、そしてイギリス自治植民地（南ローデシア）の時期（三三年から六八年）、そして六九年から八〇年までのローデシア共和国の時期である。現在のコミユナルランドは、コロニアル期を通じて「原住民居留地 (Native Reserve)」そしてのちには「部族信託地 (Tribal Trust Land)」と名称を変えているが実態は変わらなかった。

この地域の所有権は、南アフリカ会社の統治下においては同会社に帰属し、自治植民地の誕生から一九六八年までは高等弁務官、そしてそれ以後八〇年までは国際的には認知されなかった「ローデシア共和国」大統領が所有権を有していた。⁽²¹⁾ いずれにせよ現在のコミユナルランドは、コロニアル期を通じて実質的には国有地であり、現在と同じであった。

現在のコミユナルランドの土地の再配分に関する権利は、コロニアル期を通じて形式的には総督、そして実質的には原住民担当局 (Native Department) の原住民監督官 (Native Commissioner) に委ねられた。チーフおよびヘッドマンは、原住民監督官によって任命され、村の管理・運営をおこない、徴税権ならびに民事裁判権行使した。なおチーフに対しては、時に応じて給与が支給された。したがって共同牧草地も制度上は原住民監督官が所轄し、チーフとヘッドマンは原住民監督官の指図にもとづいて日常的な運営をおこなっていたに過ぎなかった。

3 プレコロニアル期

多くの文化人類学者が指摘しているように、プレコロニアル期のジンバブウェにおいて、そして少なくともシヨナ社会においては、「土地に関する私有財産権（私的所有権）」という觀念そして制度は存在しなかったといわれている⁽²²⁾。その理由は当時、移動焼き畑農耕が主たる農耕形態であったこと、そして「フロンティア」が存在したことなどに求められる。なお新たな村落を建設する際の土地は、チーフによって未耕作地が分配され、個々の村落内部での居住地と耕作地はヘッドマンによって再分配されていた。したがってこの意味において、土地はチーフとヘッドマンによる再分配、そして管理・運営の対象となっていたと理解することができる⁽²³⁾。

もちろんシヨナ社会にも「チヌー (Chinhu)」、すなわち「財」という言葉に示されるように、たとえば家畜、家屋、食器、そして収穫物などには私有財産権が設定されていた。また個人ないしは家族の耕作地には排他的な占有権が認められていた。これに対して共同牧草地はコモンズであり、いかなる村人も占有権を持つことができなかった。そしてこれは現在でも同様である。プレコロニアル期においては「フロンティア」がいまだ存在し、未耕作地も存在したためにここに家畜を放牧することにまったく問題がなかったであろう。したがって土地に対する私的所有権を制度化する誘因も存在しなかったと見てよいであろう。

こうした社会形態が存続し得た基本的な条件、あるいはハーディンのいう「共有地の悲劇」が発生しなかった原因とは何であろうか。仮説としては以下の三点を指摘することができる。

- (1) コミュニティーのメンバーのあいだにメンバー間に敵対意識を引き起こすような貧富の差が存在しなかったこと。すなわちスコット (J. Scott) のいうようなすべてのメンバーが等しく貧しいことによる「モラルエコノミー (Moral Economy)」の存在、「人道主義にもとづかない互惠主義」や、「安全第一の原則 (Subsistence Ethics, Safety-first principle)」あるいはギアーツ (Clifford Geertz) のいう「貧困の共有

(Shared Poverty)」が存在した⁽²⁴⁾。

(2) フロンティアの存在。権威主義的な（独裁的な）チーフあるいはヘッドマンが存在した場合、あるいは村落が人口過剰となって周囲に未耕作地がなくなった場合に、その村落を離れて新天地へ移住可能であったこと。

(3) オルソン (Mancur Olson) の指摘する「認知可能な (noticeable)」あるいはフィーニーのいう「確認可能な (identifiable)」な人間関係が成立する規模のコミュニティーが存在したこと。そしてこれによっていわゆる「フリーライダー (free rider)」の発生を抑止することができたこと⁽²⁵⁾。

以上のような条件が存在したために、互酬、再配分、年齢による秩序、そして先祖儀礼を含むシヨナの一般的な社会規範である「チワヌー (Chivanhu)」が実効性を持つことができ、その結果として共同牧草地であるコムンズが存続し得たと考えることができる。

(三) 共同牧草地の悲劇

一九九七年当時、チスヴィイ村の共同牧草地は、隣村カクダ村の住民による小規模な占有を除いて、観察しうる限りにおいて村人による占有は見られなかった。しかしながらそれからわずか一年後には、村人によるフェンスの設置という形で共同牧草地に対する浸食が進んでいた。写真7から9は、一部の村人たちが、南部共同牧草地の一部をみずからの耕作地として占有しようとしていることを示している。なお写真10は、チスヴィイ村に隣接するソト村の事例である。ここに見られる住宅群は、共同牧草地に建設されたものであるが、その住民がどこからやって来たのかを確認することができなかった。

チスヴィイ村の住民は、こうした一部の住民による共同牧草地の占有に不満を抱いているが、村議会である「ダ

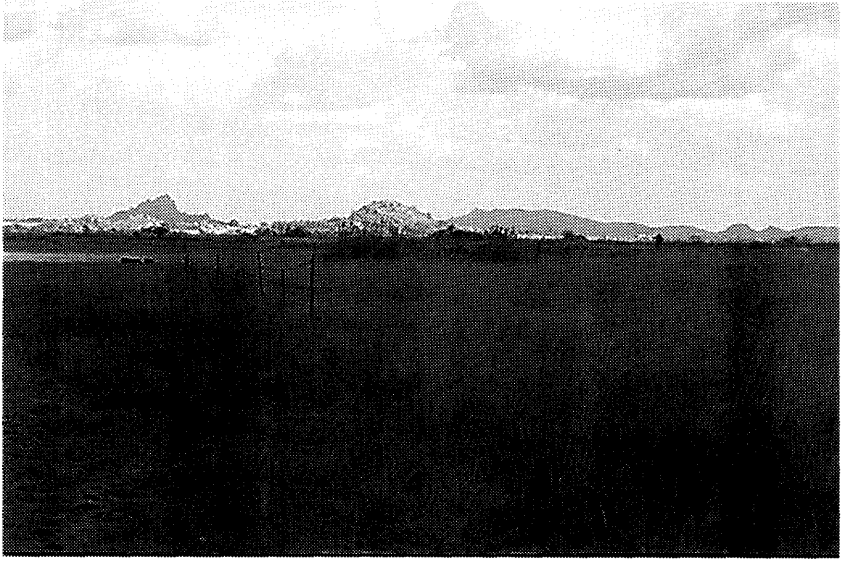


写真 7 共同牧草地に設置されたフェンス



写真 8 共同牧草地に設置されたフェンス



写真9 共同牧草地に設置されたフェンス



写真10 共同牧草地の違法住宅群

レ」の場でこれが公に議論されたという情報は得られなかった。しかしながら一部住民による共同牧草地の一方的な占有に対する他の村人たちの直接的な抗議行動は、一九九九年から二〇〇〇年のあいだに確認できた範囲では二件発生した。一件は、写真11に見られる共同牧草地内の耕作地をめぐるものである。この耕作地はチスヴィ村に隣接するカグダ村の一住民のものであり、チスヴィ村のヘッドマンがこの村人に注意したが聞き入れられなかった。これに怒ったチスヴィ村の一住民がその村人に直接抗議してケンカとなり相手にけがを負わせた。その結果、けがを負わせた村人はビンドウーラの警察に一週間拘留され、さらに被害者に賠償金を支払った。しかしながら当該の耕作地は共同牧草地から撤去されなかった。

もう一つの事例は、チスヴィ村西部の共同牧草地で発生した事件である。写真12に見られる住宅は西部共同牧草地に建設されたものであるが、廃墟と化している。これはこの住宅建設に怒った村人たちが焼き討ちにしたためである。なお先に触れたソト村の事例に關していえば、ソト村にはヘッドマンが二人存在し、一人のヘッドマンが共同牧草地内の住宅建設を許可した。この行為に対してもう一人のヘッドマンは警察に訴え、その結果住宅建設を許可したヘッドマンは逮捕されたが、住宅は撤去されなかった。

(四) なぜ悲劇が起こるのか

それではなぜこのような事態が発生するのだろうか。ここでは次の三点を指摘しておきたい。すなわち、

- ① 地方（末端）行政の機能不全
 - ② 伝統的指導者の職権乱用
 - ③ 市場経済の浸透と村における所得格差の拡大
- 先に述べたようにコミユナルランドにおける土地の配分は「コミユナルランド法」によって郡評議会にその権



写真11 共同牧草地のなかの耕作地



写真12 焼き打ちされた違法住宅

限が付与されており、チーフとヘッドマンは、「伝統的指導者法」によつてその日常的な管理・運営が認められているに過ぎない。したがつて法律上、彼らがみずからの判断で共同牧草地を含むコミユナルランドの土地を第三者に配分することは違法行為となる。しかしながら一般的に村の住民は、プレコリアル期の慣習法に従つてチーフとヘッドマンが土地の配分権を有しているという認識を持っている。そのためチスヴィ村の東部共同牧草地に対する一部の住民による占有もヘッドマンの承認にもとづいておこなわれたものであり、決して村人の一方的な行動によるものではない。また郡評議会がチスヴィ村のヘッドマンの行為を越権行為として摘発するという事態は起こらなかった。ちなみにチーフは大統領としてヘッドマンは地方政府・国家住宅供給相による任命であり、両者は罷免権を有している。⁽²⁵⁾

チーフやヘッドマンが、土地の配分をめぐつていわゆる賄賂を受け取つたという風聞はしばしば確認することができた。しかしながらこれは、土地の配分を受けた者にとつては「互酬」ないしは「贈答行為」という観点から社会規範としての「チワヌー」においては正当な儀礼である。国有地であるコミユナルランドにおいては土地の私的所有権は存在しないし、「チワヌー」にもこの理念は盛り込まれていない。したがつて土地の配分によつて発生する占有権こそが問題となるが、これに関する村人の一般的な認識は「チワヌー」にしたがつてチーフならびにヘッドマンが土地の配分権を持つており、土地を配分された者はその土地に対する占有権を認められたと考えている。そのため村人にとつては、みずからの耕作地を拡大するためにチーフないしはヘッドマンにこれを求めること、そしてチーフやヘッドマンが何らかの報酬を受け取ることはシヨナ社会の行動規範に照らして合理的なものとなる。その一方で先に述べたように「コミユナルランド法」においては、同地域の土地の配分、占有そして利用は郡当局の管轄事項となつていゝる。そしてこの場合、郡当局は当該地域の「慣習法」を斟酌することが求められていゝる。⁽²⁷⁾

一般的に慣習法は、慣習法であるが故に成文化されていない。ジンバブウェにおいても同様であり、これに加えてシヨナ社会とンデベレ社会とでは慣習法は異なる。さらにシヨナ社会においても慣習法（社会規範）は一般的には「チワヌー」と呼ばれるが、その内容は地域によって細部が異なり、たとえば「ローラ（roora）」と呼ばれる婚資儀礼の内容がそうである。したがってコミユナルランドを統轄する郡評議会はその管理・運営において当該地域の慣習を踏まえねばならず、こうしたことが必ずしも環境保全、開発、あるいは便益と費用にもとづく経済的合理性と相容れない結果を生み出す原因となっている。

チーフならびにヘッドマンは、「伝統的指導者法」の施行以来、公務員としての給与を支給されるようになった。これによって彼らは、定期的に現金収入を得ることができるが、その一方で彼らは近代法そして慣習法によって日常的なコミユナルランドの管理・運営を義務づけられている。このことはチーフとヘッドマンが所轄の村に常駐しなければならないこと、その結果として都市への出稼ぎができないことを意味する。ようするに彼らにとって、現金収入を得る機会はきわめて限られているのである。

チスヴィイ村の場合、村でもっとも裕福な人物は、ヘッドマンではなく長年都市に出稼ぎに出て帰郷した者、あるいは農業を副業として別に本業（たとえば教員など）があり、かつ家族の中に政府の要職についている者（たとえば息子）がいる家庭である。したがってチーフやヘッドマンにとつては、現金を得る機会として慣習法に従って土地を分配することはきわめて大きな収入源といえよう。

共同牧草地の侵食は、農村部における人口増加を背景として発生したという説明は可能であろうか。確かに八〇年代においてはジンバブウェの人口増加率は年平均三・三パーセントに近く、これは大きな社会問題となっていた。そして農村部においては自給のための食糧生産のためにより広い耕作地が求められていた。しかしながら現在は、とくにAIDSの蔓延によって人口増加率は〇・六パーセント台である。⁽²⁸⁾したがって今日、耕作地の拡

大による農業生産の増大は、自給用食糧の確保というよりは余剰生産物の市場への出荷をめざしたものと考えてよいであろう。この背景には、九〇年代初頭から実施された「経済構造調整計画 (ESAP)」の結果、インフレーションが加速化したことを指摘できる。

一九八〇年代のジンバブウェにおいては、統制経済によってモノの値段は人為的に抑えられていた。したがって農耕に不可欠なメイズの種子や化学肥料を、農民たちは市場価格にくらべればきわめて安い値段で購入することができた。しかしながら ESAP 以降、統制価格が撤廃され市場によってモノの値段が決まるようになった結果、メイズの種子や化学肥料の価格は急騰した。チスヴィ村の共同牧草地の侵食が顕著な現象となった九〇年代末が、インフレーションが一举に加速化した時期と一致していることは偶然ではなからう。したがって農民たちがこうした商品を購入するための手段としては、出稼ぎか耕地の拡大による増収、あるいはその両方しかなかったのである。そして村人のなかでもその両方をなした者は、副業として養鶏や養豚をおこないさらに裕福になつていった。スコットのいう「モラルエコノミー」、「人道主義にもとづかない互恵主義」や、「安全第一の原則」、あるいはギアーツのいう「貧困の共有」は、チスヴィ村ではもはや形骸化してしまつたのである。そして所得格差にもとづく貧富の差がチスヴィ村においても次第に顕著なものとなりつつある。

チスヴィ村の出身で、村から約一五〇キロほど離れた地方都市のチノイの製粉会社に勤めるある人物は、共同牧草地の一部を自分の耕作地として占有した。彼はある時、社内での昇進祝いと称してチスヴィ村の住民をチノイで開いたパーティーに招待し、そのためのトランスポートの手段も提供した。チスヴィ村での調査期間中、「成功者」として彼をうらやむ村人は幾人か見受けられたが、彼のこうした「善行」を賞賛する者はいても共同牧草地の一部を占有した彼の行為を非難する者は一人もいなかったのである。

展 望

本稿は、コモンズに関するさまざまな議論を踏まえてジンバブウェの一農村であるチスヴィ村のコモンズ（共同牧草地）の現状を分析した。

今後この共同牧草地が保全されるべきであるとすれば、「コミユナルランド法」や「伝統的指導者法」などを、この目的に則して厳格に施行する必要があるだろう。「コミユナルランド法」には、同地域の土地の配分および管理・運営に関しては「慣習法」を斟酌することが明記されている。しかしながら本論でも指摘したようにシヨナ社会でいえばその社会規範である「チワヌー」の存立条件は、すでに消滅し、「チワヌー」それ自体が形骸化しているのが現実の姿である。

貨幣経済そして資本主義経済はチスヴィ村にも着実に浸透しており、村の住民のあいだには明らかな所得格差が見られる。市場経済によるインフレがさらに進行するなかで村における生活条件を改善しようとするならば、都市部への出稼ぎ労働はさらに加速化されるだろう。そして出稼ぎによって蓄積された資本が村にフィードバックされれば、耕作地と牧草地の拡大を目的とした「成功者」のあいだの競争はさらに激しいものとなり、コモンズ（共同牧草地）はいずれ消滅してしまうであろう。こうした事態を避けるためには、先に述べたように短期的にはコモンズの保全を目的とした法の厳格な施行が不可欠であり、中・長期的には村全体の開発計画を中央政府と地方政府、そしてコモンズの直接的な受益者である村人の三者が一体となって立案する必要があるであろう。

(1) 秋道智彌、『コモンズの人類学』、人文書院、二〇〇四年、一二頁。

(2) Ostrom, Elinor, *Governing the commons: The Evolution of Institutions for Collective Action*, Cambridge

Univ. Press, 1990, p. 30.

- (3) Keohane, Robert O., and Elinor Ostrom eds., *Local Commons and Global Interdependence: Heterogeneity and Cooperation in Two Domains*, Sage Publication, 1995, p. 14.
- (4) Feeny, David, Fikret Berkes, Bonnie J. McCay, and James M. Acheson, "The Tragedy of Commons; Twenty-Two Years Later", *Human Ecology*, Vol. 18, No. 1, 1990, p. 4.
- (5) 秋道「前掲書」一五一―二四頁。
- (6) Feeny et al., *op. cit.*, pp. 6-7.
- (7) *Ibid.*, p. 3.
- (8) ガレット ハーディン、松井巻之助訳、「共有地の悲劇」、『地球に生きる倫理』所収、佑学社、一九七五年、二五―五二頁。
- (9) Hardin, Quoted in Ostrom, *op. cit.*, p. 9.
- (10) *Ibid.*, pp. 58-102.
- (11) Feeny et al., *op. cit.*, p. 13.
- (12) 本章の基本的な情報は、筆者が一九九七年から二〇〇〇年にかけておこなった現地調査にもとづくものである。
- (13) *Mashonaland Central Province, Comparative Tables: District Population Indicators and Information for Development Planning*, Central Statistical Office (CSO), Harare, 1989, p. 5.
- (14) *Zimbabwe in Maps: A Census Atlas*, Harare, CSO, 1989, p. 22.
- (15) *Mashonaland Central Province: Comparative Tables*, p. 6.
- (16) *Ibid.*, p. 7 and 18.
- (17) *Communal Land Act*, Revised Edition, 1996, p. 402. *Traditional Leaders Act*, 1998, p. 19.
- (18) *Traditional Leaders Act*, 1998, p. 363.
- (19) *Ibid.*, p. 15.
- (20) *Ibid.*, p. 18

- (12) British South Africa Co., *Papers Relating to The British South Africa Co. II Proclamation Dated 25th November, 1898, promulgating Native Regulations for Southern Rhodesia*, pp. 18-19. British South Africa Company: *Government Gazette*, No. 1513. *Southern Rhodesia Constitution*, p. 362. Salisbury, September 28, 1923. Goldin, Bennie, and Michael Gelfand, *African Law and Custom in Rhodesia*, Juta & Co Limited, 1975, pp. 28-29.
- (22) ナンベギ' Holleman, J. F., *Shona Customary Law*, Oxford Univ. Press, 1952, p. 322.
- (23) *Ibid.*, pp. 6-14.
- (24) Scott, James C., *The Moral Economy of the Peasant: Rebellion and Subsistence in Southeast Asia*, Yale Univ. Press, 1976, pp. 1-34. Geertz, Clifford, 'Religious Belief and Economic Behavior in a Central Javanese Town: Some Preliminary Considerations', *Economic Development and Cultural Change*, 4(2), 1956, p. 141.
- (25) Olson, Mancur, *The Logic of Collective Action: Public Goods and The theory of Groups*, Harvard Univ. Press, p. 45. Feeny et al, *op. cit.*, p. 4. Kuper, Hilda, A.J.B., and J. van Velsen Hughes, *The Shona and Ndebele of Southern Rhodesia*, International African Institute, 1955, pp. 24-5. Bourdillon, Michael, *The Shona Peoples*, Mambo Press, 1987, pp. 67-70. Holleman, *op. cit.*, pp. 6-13.
- (26) *Traditional Leaders Act*, p. 363 and 366.
- (27) *Communal Land Act*, p. 402.
- (28) EIU, *Country Profile 2005: Zimbabwe*, p. 17.

【追記】 本稿は、『ジンバブウェの一農村におけるコモンスの悲劇』（二〇〇三年度―二〇〇五年度 科学研究費補助金研究成果報告書『南部アフリカにおける民主化と社会構造変動に関する学際的研究』所収）に大幅な加筆・修正を加えたものである。